

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和3年7月1日～令和3年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
王子フォレストリー(株)	北海道沙流郡日高町富川南4丁目5番5号	令和3年7月7日	令和3年10月6日	3ヶ月	工事要領別表1第4号(契約違反)	契約違反 王子フォレストリー(株)十勝出張所は令和3年3月11日付で契約した「2年度十勝西部署【芽室地区】保全整備(保育間伐等)第3号の作業中に発生した労働災害において、発注者である十勝西部森林管理署への災害速報をせず、災害発生から1ヶ月以上経過してから発注者へ報告したことは、「請負者は、事業の実行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する」等と定めた製品生産事業請負標準仕様書第21条規定に違反となるため。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。